

労働保険事務組合亀岡商工会議所 建設業一人親方組合 災害防止規定

建設作業における災害防止のため、災害防止規定を次のとおり定める。

第一 安全管理

1. 労働保険事務組合亀岡商工会議所建設業一人親方組合（以下「組合」という）に安全管理担当者（役員および事務局の内から組合長が委嘱する）をおき、組合員の安全管理を行う。
2. 安全管理担当者は、作業場・作業方法等について定期的に点検を実施するほか、組合員の安全作業に関する教育訓練の責任を有し、災害が発生した場合は、その発生原因及び発生状況を調査記録するとともに、その防止対策を樹立し、実行するものとする。
3. 組合員は、安全管理担当者の指示に従うことはもちろん、進んで災害防止活動に努めなければならない。

第二 衛生管理

1. 組合に、衛生管理担当者（役員および事務局の内から組合長が委嘱する）をおき、組合員の衛生管理を行う。
2. 衛生管理担当者は、作業条件・施設等の衛生上の改善・衛生教育・健康相談・その他組合員の健康保持のための措置を行うものとする。
3. 組合員は、衛生管理担当者の指示に従うことはもちろん、進んで衛生管理に努めなければならない。

第三 安全作業

1. 組合員は、作業前に準備体操を行うこと。
2. 作業前に、その日の作業内容を熟知し、材料・器具等の点検を確実に行うほか、作業服装に注意すること。
3. 作業足場については、特に次の点に注意すること。
 - (1) 足場に使用する材料は、損傷・変形・腐食がないかどうか点検する。
 - (2) 抱き合わせ足場は使用しない。
 - (3) 鉄管足場は、継手・金具等のゆるみがないかどうか点検する。
 - (4) 材料としての足場板は、幅 20 cm 以上・厚さ 3.5 cm 以上・長さ 3.6m 以上のものを使用する。
 - (5) 足場の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め、かつこれを超えて

積載しない。

- (6) つり足場については、動搖・転位等を防止するための措置を講じる。
4. 腕木・布・はり・脚立その他の作業床の支持物は、荷重によって破壊することのないよう注意すること。
 5. 床材は、転位・脱落しないよう2つ以上の支持物に取り付けてあるかどうか点検すること。
 6. 乗降のためのやむを得ない場合を除いては、他の足場・脚立・はしご等を支持台としないこと。
 7. 材料・器具・工具等を上げ下げする場合は、つり網・つり袋等を使用すること。
 8. 命綱・保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ着実に使用すること。
 9. 倒壊を防止するため、壁つなぎ又は控えの安全を点検すること。
 10. 感電事故のおそれのある作業においては、絶縁管・絶縁覆等を装着し、接触による危険を防止すること。
 11. 材料の製作・運搬等のため、ミキサー・ワインチ・砂フルイ器具等を使用するときは、点検等によって危険を防止すること。
 12. 暴風雨等悪天候のため、作業の危険が予想される時は、作業を中止すること。

第四 衛生措置

1. 組合員は、自己の健康の保持増進のため毎年健康診断を受けなければならない。
2. 組合員は、常に自らの健康管理に留意し、心身の過労を戒めること。
3. 暑熱・寒冷・多湿その他衛生上有害な作業場においては、特に作業時間・作業方法・作業終了の措置等について配慮すること。

第五 その他

1. 以上のほか、労働安全衛生法・労働安全衛生規則の「安全衛生管理体制」、「原動機及び動力伝動装置」、「機械装置」、「型わく支保工」、「足場」、「墜落防止」、「崩壊落下の予防」、「電気災害の防止」、「保護具」、「火災及び爆発の防止」等の条項を遵守すること。
2. この規約は、組合が一人親方団体として労働局の許可を受けた日から施行する。